

平成 20 年 12 月 2 日

## SAAJ NEWS RELEASE

### 証券アナリストは金融資産の時価会計を支持、 金融危機を理由にした会計基準変更の行き過ぎを警戒

(社)日本証券アナリスト協会(会長:鈴木行生 野村證券顧問)は、財務データの主要な利用者である証券アナリストを対象に、金融危機と会計基準についてのアンケート調査を行いました。調査時期は 2008 年 11 月下旬。日本証券アナリスト協会の検定会員でメールアドレス登録者 14,384 名を対象とし、回答者は 666 名、回収率は 4.6%です。極めて技術的なテーマのため、回答に先立ち協会作成の解説資料を読んでもらう方式としました。

なお、国際会計基準審議会(IASB)及び米国の財務会計基準審議会(FASB)は、世界的な金融危機に関連した財務報告の問題点を検討する円卓会議を 12 月 3 日に東京で開催しますが、当協会はその席上でアンケート結果を基に意見を述べる予定です。

#### 【調査結果のポイント】

- ✓ 時価会計について、一度決めた会計基準は、原則として足元の相場動向によって動かすべきではないとの意見が過半数(54.5%)を占めました。
- ✓ 我が国の企業会計基準委員会(ASBJ)およびIASBによる有価証券の保有区分変更措置については、恣意的な会計処理を可能にし、時価会計の後退であるとの意見が過半数(52.0%)を占めました。
- ✓ EC(EUの政府機構)がIASBに対して要求している減損処理の緩和等については、要求の多くは米国の会計基準に合わせるという大義名分もなく、単なる評価損隠しであるとの意見が過半数(61.3%)を占めました。
- ✓ 時価会計とそれに基づく金融機関の自己資本規制が景気循環を増幅し、マクロ経済に悪影響を及ぼすと言われていますが、この問題に対して会計基準を変更するのではなく、規制当局が対応すべきであるとの意見が過半数(56.2%)を占めました。
- ✓ 時価会計の今後について、金融資産は一律に時価評価すべきという意見が大半(66.3%)を占め、金融負債も時価評価すべきという意見も半数近く(49.4%)に達しました。評価差額については、資本直入すべきという意見(53.3%)が、純利益に繰り入れるべきという意見(13.0%)を大きく上回りました。これらの点は中長期的に見て重要な課題ですので、今後も調査を継続する予定です。

#### 【添付資料】

資料 1 「金融危機と会計基準アンケート」集計結果

資料 2 金融危機に対する会計基準の対応……アンケート回答者向け解説資料

本件に関するお問い合わせは下記まで  
(社)日本証券アナリスト協会  
電話: 03-3666-1577  
担当: 教育第一企画部長 貝増 眞

## 金融危機と会計基準アンケート集計結果

### Q1：一般論としての金融危機と会計基準

金融危機と会計基準、とりわけ時価会計との関係について、原理的にはどのように考えますか。

	人数 (人)	構成比 (%)
一度決めた会計基準は足元の相場動向によって動かすべきではない。	363	54.5
時価会計は効率的な市場で合理的な価格が付与されることを前提にしており、これが長期間にわたり大きく阻害されている状況では、緊急避難的対応も許される。	262	39.3
その他	41	6.2

### Q2：有価証券の保有区分変更

ASBJ（企業会計基準委員会）および IASB（国際会計基準審議会）による有価証券の保有区分変更措置についてどう考えますか。

	人数 (人)	構成比 (%)
FASB（米国会計基準審議会）の基準に合わせるもので、コンバージェンスの観点から支持する。	270	40.5
恣意的な会計処理を可能にし、また時価会計の後退であるので支持できない。	346	52.0
その他	50	7.5

### Q3：減損処理の緩和等

EC は 10 月 27 日付レターにて IASB に対し、減損処理緩和等について要求していますが、これについてどう考えますか。

	人数 (人)	構成比 (%)
昨今の金融市場の状態からやむをえない措置として支持する。	219	32.9
要求の多くは米国基準に合わせるという大義名分も無く、単なる評価損隠しであり支持できない。	408	61.3
その他	39	5.8

## Q4：時価会計の景気循環増幅性（pro-cyclicality）について

時価会計およびこれをベースにした金融機関の自己資本規制は景気循環を増幅し、マクロ経済に悪影響を及ぼすと言われていています。この問題に対してどのように対応すべきと考えますか。

	人数 (人)	構成比 (%)
規制当局が対応すべきである。	374	56.2
会計基準も一定の対応を考慮すべきである。	232	34.8
その他	60	9.0

## Q5：金融資産時価会計の今後について

現在の会計基準では金融資産の評価方法は保有目的によって異なります。また、デリバティブを除く金融負債は時価評価の対象にはなりません。将来においてもこの方式を支持しますか、それとも時価評価の範囲を拡大すべきと考えますか。

	人数 (人)	構成比 (%)
将来においても、基本的に現在の方式を支持する。	173	26.0
金融資産については一律に時価評価し、評価差額は純利益に繰り入れるべきである。	15	2.2
金融資産は一律に時価評価するが、評価差額は資本直入（評価・換算差額等に繰り入れ）すべきである。	98	14.7
金融資産に加えて金融負債も時価評価し、評価差額は純利益に繰り入れるべきである。	72	10.8
金融資産に加えて金融負債も時価評価し、評価差額は資本直入（評価・換算差額等に繰り入れ）すべきである。	257	38.6
その他	51	7.7

## 金融危機に対する会計基準の対応

### 1. 対応の概要

新聞等では「時価評価の凍結」等と総称されているが、その内容は概ね以下に分類できる。

#### (1)時価評価の基準

流動性を失った有価証券の評価方法の明確化。日米欧の各会計基準設定者がともに対処済み。例えば、流動性が乏しくなった場合、たまたま市場で成立した価格よりも、モデルによる評価価格の方が適切な場合もあることを確認したもの。

#### (2)有価証券の保有目的区分の振替

売買目的有価証券(P/Lで時価評価)から、その他有価証券\*1(P/Lを通さずB/Sに評価差額を直入、減損テストは行う)または満期保有目的有価証券\*\*2\*3(時価評価せず償却原価法適用、減損テストは行う)へ振り替える。米国会計基準は以前から「稀な場合には」振替を認めており、EU経済・財務相(ECOFIN)理事会が米国会計基準に合わせるよう、国際会計基準審議会(IASB)に要求し、IASBは対応済み(10月13日)。我が国の企業会計基準委員会(ASBJ)は、IASBが対応した点のほか、すでに米国会計基準及び国際会計基準ではその他有価証券から満期保有目的有価証券への振替が認められている点も加えて対応中。

なお、IASBは振替基準変更を7月1日から遡及適用可能とした。ドイツ銀行はこれを利用し、第3四半期に振替を実施。税引き前利益825百万ユーロと発表した。振替を行わなければ845百万ユーロの評価損計上が必要だったとしている。ただし、欧州の主要銀行が全て第3四半期に振替を行ったわけではない。

※1 欧米では売却可能証券(available for sale)と呼ばれる。

※2 欧米では、その他有価証券から満期保有目的有価証券への振替は、以前から認められているが、日本基準では認められていない。

※3 国際会計基準では、固定又は決定可能な支払額と満期があり、活発な市場での公表価格がないものを分類する「貸付金及び債権」というカテゴリーがある。会計処理は満期保有目的と同じ。IASBの対応は、売買目的又は売却可能に分類される金融資産について、貸付金及び債権への振替を認めることも含まれている。上記、ドイツ銀行の決算では、この方法が採用された。

#### (3)減損処理の緩和等

EC(EUの政府機構)は10月27日付文書でIASBに次を追加要求。

①フェアバリューオプション\*適用有価証券のその他有価証券または満期保有目的有価証券への振替を認める。

※ALM等の観点から、企業が当初に時価評価を選択するもの。金融資産だけでなく、金融負債も対象に出来る。

②合成CDOに含まれるオプションの分離評価をやめる。

③その他有価証券の減損テストを満期保有目的有価証券に合わせて緩和する\*。

※「簿価一時価」、から「簿価ー将来キャッシュフローの割引現在価値」に変更するよう求めている。

④その他有価証券に含まれる株式を減損(P/Lを通す)したが、その後、価格が回復した場合、P/Lを通して戻入れする(現在はP/Lは通さない)。

上記要求のうち②は米国会計基準に合わせるものだが、それ以外はEU独自の要求。EU内の一部の国の政治的圧力による要求との見方もある。

#### (4)株式

現在、主に債券やデリバティブを中心に上記(1)~(3)が議論されているが、一部には株式の時価評価も緩和すべきとの意見がある。

#### (5)ディスクロージャー

金融安定化フォーラム(Financial Stability Forum : FSF\*)は2008年4月に「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」を発表、G7財務大臣・中央銀行総裁会議はこれを承認。その中で、IASBに対して次の3点の対応を要請した。

- ① オフバランスシート項目開示の充実。
- ② 流動性のない市場における時価評価に関するガイダンスの拡充。
- ③ 評価、評価手法及び評価に伴う不確実性に関する開示の向上。

※ 金融市場の監督及びサーベイランスに関する情報交換と国際金融の安定促進を目的として、G7により1999年に創設。各国の金融当局に加えて、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構 (IOSCO) 等の市場監督者がメンバー。

IASBはこのうち、①は既存のプロジェクト(「連結」、「認識の中止」)の加速化で対応中、②は上記1.(1)のとおり対応済み、③は10月15日に国際財務報告基準(IFRS)第7号「金融商品：開示」の改訂公開草案「金融商品の開示の改善」を公表、コメント募集は12月15日まで。

#### (6)金融サミットの声明文

11月15日に行われたG20による金融サミット声明文には「世界の主要な会計基準設定主体は、特に市場の混乱時における、複雑な流動性のない商品の価格評価も考慮に入れて、証券の価格評価のガイダンスを強化するための作業を行う。」という文言がある。これが具体的に会計基準にどのような影響を与えるかは現時点では不明。

## 2. 対応の背景

### (1)理論的問題

時価会計は景気循環を増幅する(pro-cyclical)と言われる。好景気の際は保有証券の時価が上昇し、これに伴い自己資本も増加するので新規投資に積極的になれる。反対に不況の時には、保有証券の時価低下は自己資本の低下を招き、リスク許容度が低下するので保有証券の売却、自己資本の調達を招き、これがさらに証券価格を低下させるという悪循環に陥る。こうした景気循環増幅性は金融機関において特に顕著である。

この問題への対応は規制当局が銀行等の自己資本規制を通じて行うべきとの見方がある一方、会計基準も一定の対応をしても良いのではないかとの考えもある。

## (2) 金融資産・金融負債評価の長期的目標

IASBは、長期的には全ての金融資産・金融負債を時価評価するのが望ましいとしている。これに対しては、現在のような保有目的別評価<sup>\*</sup>はそれなりの合理性があり、今後も維持すべきとの見解がある。また、金融資産・負債を時価評価する場合、それを純利益に含めるのか、資本直入(評価・換算差額等に繰入れ)するのも意見が分かれる。また、金融負債の時価評価については、とりわけ金融機関等についてはALMの観点から合理的であるとの見方がある一方、次のような問題点が指摘されることがある。

- ①金融負債は債権者から見ればその契約上の金額を返済できるかどうかの問題なので、時価評価には馴染まない。
- ②格付が下がると負債の時価が低下し、結果として自己資本が増えるというパラドックスが生じる。
- ③事業用資産をファイナンスするための負債の場合、借換えが常態化している。やがて借り換えるものを途中で評価しても意味が無い(累積評価差額は負債償還時には相殺されてゼロになる)。

※種々の評価方法が混在するので、mixed bag approach (ごちゃまぜ法) と揶揄されることもある。

## 3. 対応の是非についての論点

### (1) 対応を是とするもの

- ・時価会計は効率的市場における合理的な価格形成を前提としており、これが長期にわたり大幅に阻害されている時には緊急避難的な対応も適切といえる。
- ・自国の金融機関の業績が他国に比べて厳しく評価されないように、会計基準で対応すべきである。
- ・今のままだと金融機関の決算が厳しくなり、信用不安が助長される。会計基準も社会的・経済的厚生を増大のために存在するのだから、pro-cyclicality を踏まえて何らかの対応は当然である。

### (2) 対応を非とするもの

- ・時価会計によって金融・資本市場の透明性が確保でき、不良資産の認識・処理が促進される面もあり、会計基準を相場動向によって改変すべきではない。
- ・時価会計の後退は会計基準や金融・資本市場への不信感を増幅し、さらに事態を悪化させる。
- ・銀行の自己資本比率に影響するというのなら、会計基準ではなく自己資本比率規制自体を見直すべきであり、会計基準にツケを回すのは本末転倒である。

以上